

農産物の環境負荷低減に関する 評価・表示ガイドライン別冊（案）

（主な国際基準等との整合性）

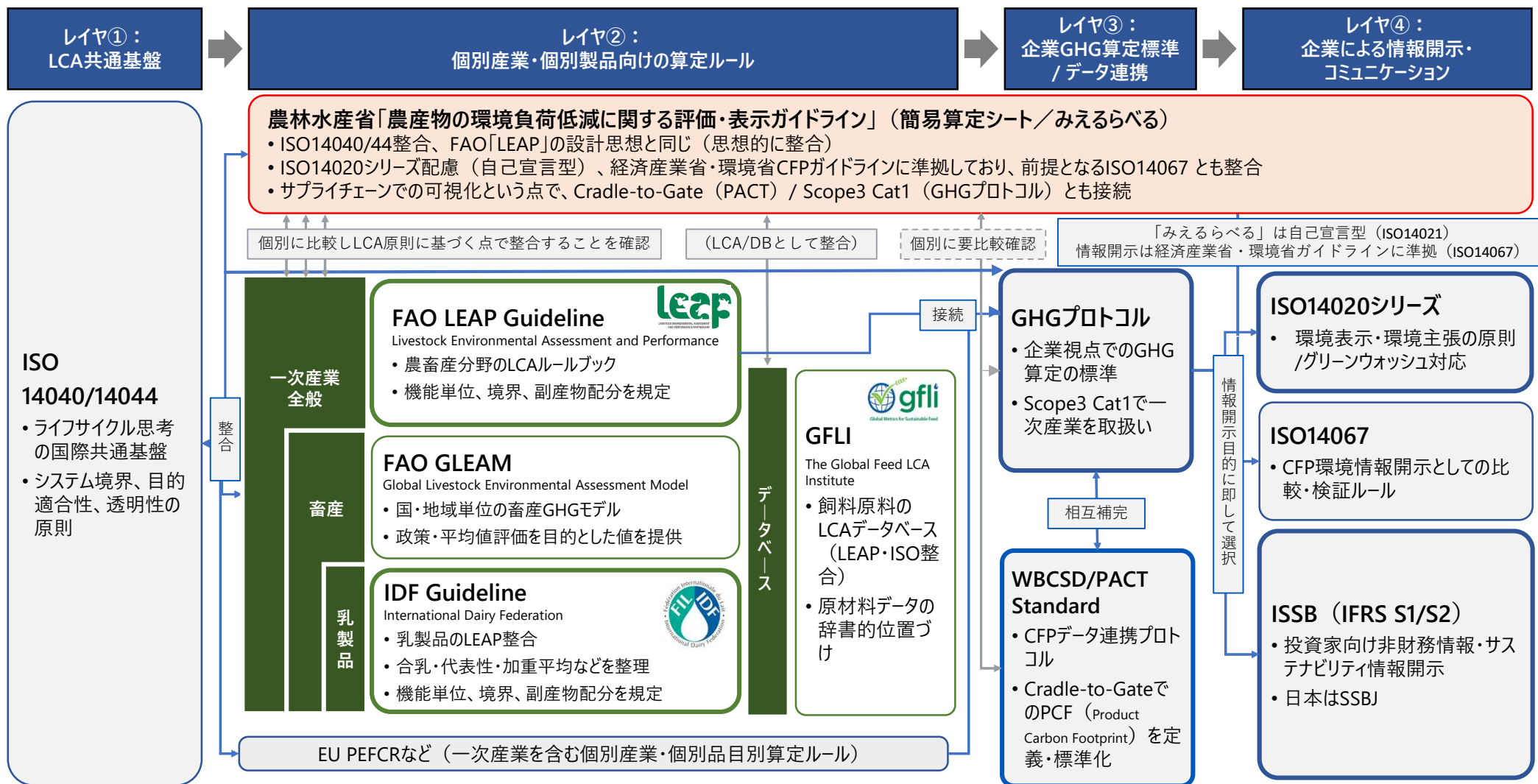
Ver.1.0

令和8年〇月 発行

農林水産省

国際基準等との現状整理

- 企業によるGHGの算定・表示の基準やルール等をプロセス段階で整理すると、①LCA共通ルール、②個別産業・製品ルール、③企業による算定・連携標準、④企業による情報開示の4段階（レイヤ）となる。
- 農林水産省「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」はこれらの複数のレイヤ（②～④）を束ねる構造であり、それぞれの段階で主となる国際基準等に対応していると整理できる。



主な国際基準等との整合性にかかる現状整理

- 農林水産省「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」と、主な国際基準等との整合性を確認した。
- 農林水産省ガイドライン・簡易算定シートは、農業者の生産活動におけるGHG排出量を簡易に算定・評価。その農業者から原材料を調達した企業の間接排出（Scope3.Category1）として活用可能。また、生産者自身の直接排出（Scope1）及び間接排出（Scope2）としても活用可能※1。

対象とする主な国際基準等	整合性	主要な観点※2		農林水産省ガイドライン・簡易算定シートでの整合性にかかる留意事項
		バカダリ	排出係数	
① FAO LEAP Guideline (Livestock Environmental Assessment and Performance)	整合	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 畜産分野の飼料添加物が有する「製造負荷」「削減効果」についての取扱いが両者で異なるものの、農林水産省ガイドラインでも算定範囲に包含しているため、説明性は担保されている。 データの不確実性について、農林水産省ガイドラインには明示的な記述はないものの、算定対象が農産物かつ入力者が農業従事者であることが前提であるため、説明性は担保されている。
② IDF Guideline (International Dairy Federation) ※現行ガイドラインに乳製品の記述は存在せず、今後実証を踏まえ掲載されることを前提に照合	整合	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 簡易算定シートにおけるアロケーションは、IDF Guidelineの考え方を採用している。 Land Use Changeに係る事項について、日本国内の農地管理は農地法・農振法などにより適切な管理がなされており、国内農産物・国産飼料は説明性が担保されているが、海外産農産物・輸入飼料については未対応（各種国際規格の検討・制定状況を踏まえて今後対応する方針）である点に留意。
③ GHGプロトコル (Agricultural Guidance)	整合	△	○	<ul style="list-style-type: none"> 当該基準の対象範囲は事業活動全体だが、農水省ガイドラインの対象範囲は農場Scope 1, 2と企業活動Scope 3 カテ 1である点で異なるが、後者の範囲での活用には問題はない。（PACT・SSBJも同様） 当年実績や過去データを用いた計画値（複数年平均による統計処理も生産者の判断で可）により、時間軸での一貫性と変動要因の平準化を図り、一定の説明性を担保している。 不確実性の明示的規定はないが、活動量については農産物・生産者入力を前提としている点を明示することで不確実性の認識を利用者間で共有する仕組みとしている。 GHGのフローと炭素ストックは合算表示を基本としつつ、内訳把握やフロー単独の算定・開示も可能とすることで、柔軟な情報開示に対応している。
④ PACT Standard (Partnership for Carbon Transparency)	整合	△	○	<ul style="list-style-type: none"> PACTでは第三者認証について規定はあるが、必須ではなく推奨している。農林水産省ガイドラインでは第三者認証に関する規定はないが、必要に応じて第三者認証を受けることは可能なため、整合している。 サプライチェーン上でのデータ受渡しや取扱い（算定者は必ず最終結果のデータを活用するなど）について、簡易算定シートの目的・使用方法等で述べることで一定の水準で対応している。
⑤ ISO14021	整合	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 「自己宣言型環境主張」の要求事項のうち、主張の正確性・実証性・検証可能性や関連規格への適合性への配慮を通じて、プログラム運営および主張管理の信頼性を一定水準で担保するなど、主要な項目を満たしている。 改定手順や複数主張の扱いについて明示的規定は限定的であるが、運用実績やLCAの考え方を取り入れた算定範囲、信頼性の高いデータベースの採用等の個別規定により補完されている。
⑥ SSBJ開示基準 (Sustainability Standards Board of Japan、サステナビリティ基準委員会)	整合	△	○	<ul style="list-style-type: none"> Scope3算定の基礎となるデータ取得・算定方法・結果の可視化について、農産物の生産段階に限定しているためScope3全体を網羅するものではないものの、Scope3Category1の一次データとなるデータ取得・算定方法・構造となっており、一定の水準で対応している。

※1 企業の自社農場等の直接排出（Scope1）及び間接排出（Scope2）として活用する際には、資本財等の取扱いの考慮する場合もあるため、個別にご相談ありたい。

※2 「カットオフ基準」「推定の許容範囲」は、照合した全ガイドラインと整合。「ブック・アンド・クレームの在り方」については照合した全ガイドラインで明示的な記載なし。

LEAP Environmental performance of feed additives in livestock supply chains VERSION 1 Guideline for assessment (2020)		農林水産省 農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン(令和8年1月改定)		備考
		整合性	参照箇所	
PART 1 OVERVIEW AND GENERAL PRINCIPLES				
1	OBJECTIVES AND INTENDED USERS	○	第1部 基本的な考え方 1. 背景・必要性 (5) 本ガイドラインの位置付け	
2	SCOPE			
2.1	Environmental impact	○	第1部 基本的な考え方 2-1.温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方(1)~(4) 2-2.生物多様性保全の見える化の基本的な考え方(1)(2)	
2.2	Application	○	第1部 基本的な考え方 1. 背景・必要性 (5) 本ガイドラインの位置付け	
3	BACKGROUND INFORMATION AND PRINCIPLES			
3.1	Goal and scope			
3.2	Environmental impact categories	○	第1部 基本的な考え方 2-1.温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (3)農業生産とライフサイクルアセスメント	
3.3	Normative references			
3.4	Non-normative references			
3.5	Guiding principles	○	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要	
4	BACKGROUND INFORMATION ON FEED ADDITIVES			
4.1	Manufacturing/production of feed additives	○	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要	
4.2	Use of feed additives			
PART 2 METHODOLOGY FOR QUANTIFICATION OF ENVIRONMENTAL IMPACTS FROM MANUFACTURING/PRODUCTION OF FEED ADDITIVES				
5	GOAL AND SCOPE DEFINITION			
5.1	Goal	△	(第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要)	LEAPでは、畜産分野の飼料添加物が有する「製造負荷」「削減効果」をLCAのバウンダリー外の取組として特別に位置づけ、独立した章としてその取扱いについて整理されている一方、本ガイドラインでは畜産分野の飼料添加物が有する「製造負荷」「削減効果」をLCAのバウンダリー内の取組としており、取扱いが異なっているものの、説明性は担保されている。
5.2	Scope			
5.3	Functional units and reference flows			
5.4	System boundary of feed additive production stage			
5.5	Material contribution and threshold			
5.6	Time boundary for data			
5.7	Life cycle inventory			
PART 3 METHODOLOGY FOR QUANTIFICATION OF ENVIRONMENTAL IMPACTS FROM USING FEED ADDITIVES				
6	GOAL AND SCOPE DEFINITION			
6.1	Goal	△	(第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要)	LEAPでは、畜産分野の飼料添加物が有する「製造負荷」「削減効果」をLCAのバウンダリー外の取組として特別に位置づけ、独立した章としてその取扱いについて整理されている一方、本ガイドラインでは畜産分野の飼料添加物が有する「製造負荷」「削減効果」をLCAのバウンダリー内の取組としており、取扱いが異なっているものの、説明性は担保されている。
6.2	Scope			
6.3	Functional units and reference flows			
6.4	System boundary of feed additive production stage			
6.5	Transport and trade			
6.6	General model for deriving inventory data			
6.7	Criteria for system boundary			
6.8	Material contribution and threshold			
6.9	Time boundary for data			
6.10	Life cycle inventory(diets including feed additives)			
6.11	Additional data quality considerations			

PART 4 INTERPRETATION OF RESULTS			
7	PRINCIPLES OF INTERPRETATION		
7.1	Identification of key issues	○	第1部 基本的な考え方 2-1.温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (6)見える化の流れ 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (6)簡易算定シートの算定結果
7.2	Characterization of uncertainty	△	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (1) 簡易算定シートとは (2) 簡易算定シートの算定範囲 (3) 簡易算定シートで取り扱うデータ
7.3	Recognition of limitations and recommendations	○	第1部 基本的な考え方 2-3.等級ラベル表示

本ガイドラインでは、データの不確実性について、明示的な記述はないものの、算定対象が農産物かつ入力者が農業従事者であることが前提とされているため、説明性は担保されている。

酪農乳業セクターのためのカーボンフットプリント IDF グローバル・スタンダード (翻訳(仮訳):一般社団法人Jミルク)		農林水産省 農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン(令和8年1月改定) ※現行ガイドラインに乳製品の記述は存在せず、今後畜産の実証を踏まえた記載がされることを前提に照合を実施		備考
		整合性	参照箇所	
1.はじめに				
1.1	背景	(ー)	(ー)	当該ガイドライン作成の背景・必要性／位置付けを述べた章。 LCA原則に基づいて整理されており、照合対象外。
1.2	本ガイドの作成			
1.3	本ガイドの目的			
1.4	今後の見直しと機能の強化			算定実証・販売実証を通してガイドライン更新の体制は整っている。
2.LCAおよびカーボンフットプリントの基礎				
2.1	始める前に必要なもの	○	第1部 基本的な考え方 2.環境負荷低減の見える化の基本的な考え方 2-1.温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (3)農業生産とライフサイクルアセスメント (4)本ガイドラインにおける算定の範囲	
2.2	カーボンフットプリントの定義			
2.3	カーボンフットプリントの諸課題			
2.4	既存の国際規格・基準とガイダンス			
3.カーボンフットプリント評価の手順				
3.1	手順の要旨	○	第1部 基本的な考え方 2.環境負荷低減の見える化の基本的な考え方 2-1.温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (3)農業生産とライフサイクルアセスメント (4)本ガイドラインにおける算定の範囲	
3.2	ステップ1 - 目的と範囲の定義			
3.3	ステップ2 - インベントリ分析(データ収集)			
3.4	ステップ3 - 影響評価(カーボンフットプリントの算定)			
3.5	ステップ4 - 解釈			
4.目的と範囲の定義				
4.1	LCAの方法:帰属的と帰結的	○	第1部 基本的な考え方 2.環境負荷低減の見える化の基本的な考え方 2-1.温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (3)農業生産とライフサイクルアセスメント (4)本ガイドラインにおける算定の範囲	
4.2	プロセスの定義	○	第1部 基本的な考え方 2.環境負荷低減の見える化の基本的な考え方 2-1.温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (1)農業分野から排出される温室効果ガス	
4.3	機能単位	○	第1部 基本的な考え方 3.農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (1)簡易算定シートとは (2)簡易算定シートの算定範囲 (3)簡易算定シートで取り扱うデータ (4)簡易算定シートで低減技術として採用している項目 (5)簡易算定シートの利用の流れ 5.水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法	
4.4	データ収集の範囲及び境界			
4.5	生乳のカーボンフットプリント算定に関連するオフセット			

5.インベントリ分析				
5.1	データ品質	○	第1部 基本的な考え方 3.農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (3)簡易算定シートで取り扱うデータ	
5.2	排出係数	○	第1部 基本的な考え方 3.農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (3)簡易算定シートで取り扱うデータ	
5.3	ライフサイクルインベントリ(LCA)データセットの使用	○	第1部 基本的な考え方 3.農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (3)簡易算定シートで取り扱うデータ	
5.4	配分(アロケーション)	○	(簡易算定シート)	本ガイドラインに基づく簡易算定シートにおけるアロケーションは、IDFの考え方を採用している。
5.5	土地利用と土地利用変化(LUC)	△	(簡易算定シート)	本ガイドラインでの日本国内の農地管理(=土地利用変化に対する規制)は、農地法・農振法などにより適切な管理がなされており、国内農産物・飼料について、Land Use Changeに係る事項にかかる説明性は担保されている。一方で、海外産農産物・輸入飼料におけるLand Use Changeに係る事項についての説明性確保については、各種国際規格の検討・制定状況を踏まえて対応する方針である。
6.影響評価				
6.1	カーボンフットプリントの算定	○	第1部 基本的な考え方 3.農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (2)簡易算定シートの算定範囲	
6.2	環境フットプリントの算定	(-)	(-)	本ガイドラインでは、コメの栽培においてのみ生物多様性保全の取組評価を規定しており、畜産分野では未対応であるため、照合対象外。
7.解釈				
7.1	報告の評価と感度分析	(-)	(みえるらべる)	本ガイドラインでは、感度分析の対象となるデータの不確実性について、明示的な記述はないものの、算定対象が農産物かつ入力者が農業従事者であることが前提とされているため、説明性は担保されている。
7.2	報告			
7.3	カーボンフットプリント報告書の主要パラメータ			
8.用語集と略語		○	第2部 等級ラベル表示の運用 1.本ガイドラインの趣旨 (3)用語の定義	

GHG Protocol Agricultural Guidance		農林水産省 農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン(令和8年1月改定)		備考
		整合性	参照箇所	
Chapter 1: Introduction				
1.1	Agriculture and climate change	△	第1部 基本的な考え方 1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性 (1) 温室効果ガス(GHG)削減を巡る動向 (4) 意義 (5) 本ガイドラインの位置付け	バウンダリについて、GHGプロトコルでは企業活動全体を対象としているが、本ガイドラインは農産物の生産段階を対象としている点が異なっている。ただし、本ガイドラインで算定される農場におけるGHG排出量は、生産者の活動としてはScope1・2に相当し、農産物を原料とする企業側の活動としてはScope3(カテゴリ1)として活用可能である。
1.2	What is the Greenhouse Gas Protocol?			
1.3	Why an Agricultural Guidance?			
1.4	Who should use this Guidance?			
1.5	Relationship between this Guidance and the Corporate Standard			
1.6	How does this Guidance relate to the GHG Protocol Product Standard?			
1.7	How does this guidance relate to the GHG Project Protocol?			
1.8	How was this Guidance developed?			
Chapter 2: Business goals				
2.1	Overview of business goals	○	第1部 基本的な考え方 2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (2) 生産者による温室効果ガス削減の取組のメリット	
Chapter 3: Principles				
3.1	Overview of principles	○	第1部 基本的な考え方 2. 環境負荷低減の見える化の基本的な考え方	
Chapter 4: Overview of agricultural emission sources				
4.1	Overview of agricultural sources	○	第1部 基本的な考え方 2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (1) 農業分野から排出される温室効果ガス (3) 農業生産とライフサイクルアセスメント	
4.2	Individual agricultural sources			
4.3	Off-site emission sources beyond the farm gate			
Chapter 5: Setting Inventory Boundaries				
5.1	Setting organizational boundaries	○	第1部 基本的な考え方 2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (4) 本ガイドラインにおける算定の範囲	
5.2	Setting operational boundaries			
Chapter 6: Tracking GHG fluxes over Time				
6.1	Setting base periods	△	(現行では直近の1年間というルールが簡易算定シートにあるが、該当する事項の明記なし)	「時間軸に沿った一貫性ある比較・管理」について、本ガイドラインでは、入力者側の数値については当年産の生産にかかる実績情報又は過去の生産履歴を活用した計画ベースの情報(計画値の算定の際に年変動を平均するかは定めはなく、生産者の判断で対応可能)を入力することとしており、また、簡易算定シートの標準値設定に参照した日本国内の農業統計については「複数年で平均化することでかく乱要因を排除」する方法を採用しているため、一定の水準で説明性は担保されている。
6.2	Recalculating base period inventories			
Chapter 7: Calculating GHG Fluxes				
7.1	Collecting activity data	○	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (1) 簡易算定シートとは (2) 簡易算定シートの算定範囲 (3) 簡易算定シートで取り扱うデータ	本ガイドラインではデータの不確実性への取扱いについて、明示的な記述はないものの、算定対象が農産物かつ入力者が農業従事者であることが前提としている点を明示することで不確実性の認識を利用者間で共有する仕組みとしている。
7.2	Guidance for prioritizing data collection efforts			
7.3	Selecting a calculation approach			
7.4	Uncertainty in activity and GHG flux data	△		

Chapter 8: Accounting for Carbon Stocks				
8.1	Including flux and stock data in inventories	△	第1部 基本的な考え方 2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (3) 農業生産とライフサイクルアセスメント 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (土壌への炭素貯留(バイオ炭等))	「GHGの排出(フロー)および炭素貯留(ストック)の両データの取扱い」について、本ガイドラインに基づく簡易算定シートでは、排出量の算定結果ではフローやストックを合計して表示している。ただし、フローやストックの内訳は確認可能であり、フローのみの数値を算定・開示することは可能となっている。
8.2	Reporting recommendations for different C stocks	△	第1部 基本的な考え方 2-3. 等級ラベル表示 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要	「炭素貯留(ストック)の報告に関する指針」について、GHGプロトコルは「貯留場所(pool)別」、本ガイドラインは「活動項目別」に整理されているが、GHG算定上支障はない。
8.3	Amortizing changes in carbon stocks over time	○	第1部 基本的な考え方 2-3. 等級ラベル表示 (4) J-クレジット制度に参加する場合の取扱い	
Chapter 9: Reporting GHG Data				
9.1	Required information	○	第1部 基本的な考え方 2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (4) 本ガイドラインにおける算定の範囲 2-3. 等級ラベル表示 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シート	本ガイドラインでは、企業による最低限の報告事項は特段明示していないので、GHGプロトコルで定められた事後の報告を妨げるものではない。
9.2	Minimum, best practice, recommendations for reporting agricultural GHG fluxes	○	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要	
9.3	Additional information that may be reported	○	第1部 基本的な考え方 4. サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて	
9.4	Agricultural offset and renewable energy projects	○	第1部 基本的な考え方 2-3. 等級ラベル表示 (4) J-クレジット制度に参加する場合の取扱い	

PACT Methodology Version 3.0(2025) -Methodology for Calculating and Exchanging Cradle-to-Gate Product Carbon Footprints (PCFs)-		農林水産省 農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン(令和8年1月改定)		備考
		整合性	参照箇所	
1. Introduction				
1.1	The Challenge	△	第1部 基本的な考え方 1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性 (1) 温室効果ガス(GHG)削減を巡る動向 (4) 意義 (5) 本ガイドラインの位置付け	バウンダリについて、PACTでは企業活動全体を対象としているが、本ガイドラインは農産物の生産段階を対象としている点が異なっている。ただし、本ガイドラインで算定される農場におけるGHG排出量は、生産者の活動としてはScope1・2に相当し、農産物を原料とする企業側の活動としてはScope3(カテゴリ1)として活用可能である。
1.2	The Solution			
1.3	The Opportunity			
2. Overview of general setup				
2.1	Purpose and application	(一)	(一)	当該ガイドラインの目的と構造を述べた章であり、照合対象外。
2.2	General structure			
2.3	Approach			
2.4	Focus			
2.5	Terminology			
2.6	Summary of guidelines			
3. GHG emissions calculation				
3.1	Existing methods and standards	○	第2部 等級ラベル表示の運用 1.本ガイドラインの趣旨 (3)用語の定義	本ガイドラインでは、参照先を明記しているものの、内容は整合的である。
3.2	Scope and boundary	○	第1部 基本的な考え方 2-1.温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (3)農業生産とライフサイクルアセスメント (4)本ガイドラインにおける算定の範囲	
3.3	Product Carbon Footprint Calculation Guidance	○	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (1)簡易算定シートとは (2)簡易算定シートの算定範囲 (3)簡易算定シートで取り扱うデータ	
4. Creating integrity				
4.1	Data sources and hierarchy	○	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (3)簡易算定シートで取り扱うデータ	
4.2	Data Reliability	△	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (3)簡易算定シートで取り扱うデータ	本ガイドラインでは、農林水産省の簡易算定シートを用いることで算定方法や排出係数は統一されており、データの信頼性や一貫性を確保し、かつ算定結果の同一製品間比較に対応している。

5. Verification					
5.1	Context	(-)	(-)		ガイドラインの概要等説明部分であるため、照合対象外。
5.2	Objectives and scope	△	第2部 等級ラベル表示の運用 1.本ガイドラインの趣旨 (1)本ガイドラインの目的・背景		PACTでも第三者認証について規定はあるものの、必須ではなく推奨している。本ガイドラインでは、第三者認証に関する規定は置いていないが、必要に応じて第三者認証を受けることは可能であるため、対応している。
5.3	Verification roadmap				
5.4	Requirements for SMEs				
5.5	Timing and reporting				
5.6	Special cases				
6. Data Exchange					
6.1	Required elements for data exchange	○	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (1)簡易算定シートとは (2)簡易算定シートの算定範囲 (3)簡易算定シートで取り扱うデータ		
6.2	Leveraging Software Technology to exchange standardized PCF data	△	(簡易算定シート)		サプライチェーン上でのデータ受渡しや取扱い(算定者は必ず最終結果のデータを活用するなど)について簡易算定シートの目的・使用方法等で述べることで一定の水準で対応している。
6.3	Incorporating product-level data into Scope 3 calculations	○	第1部 基本的な考え方 4. サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて		PACTでもScope3での活用について触れられているが、具体的な方法論等については明記なし。

ISO/FDIS 14021 Environmental statements and programmes for products – Selfdeclared environmental claims		農林水産省 農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン(令和8年1月改定)		備考
		整合性	参照箇所	
1 Scope		○	第2部 等級ラベル表示の運用 1. 本ガイドラインの趣旨	
2 Normative references		○	第2部 等級ラベル表示の運用 2. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示にかかる原則 (3)本ガイドラインにおける等級ラベル表示の原則	
3 Terms and definition		○	第2部 等級ラベル表示の運用 1. 本ガイドラインの趣旨 (3)用語の定義	
4 Principles		○	第2部 等級ラベル表示の運用 1. 本ガイドラインの趣旨	
5 Environmental statements not covered by this document		(-)	(-)	
6 Requirements applying to self-declared environmental claim				
6.1	Self-declared environmental claim programme	○	第2部 等級ラベル表示の運用 1. 本ガイドラインの趣旨	
6.2	Environmental statement programme operator	△	第2部 等級ラベル表示の運用 1. 本ガイドラインの趣旨	自己宣言型環境主張プログラムの運営主体に求める要求事項について述べている項目である。本ガイドラインでは、ISO14020に規程される要求事項を網羅的に明示的するような記載はないが、「参考1:表示に関する一般的な留意事項」等にて、主張は正確で実証されており、検証可能であることを求めるなど、一定の水準で説明性を担保している。
6.3	Involvement of interested parties	○	第2部 等級ラベル表示の運用 1. 本ガイドラインの趣旨	
6.4	Scope of the programme, claimants and intended audiences	○	第1部 基本的な考え方 1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性 (5) 本ガイドラインの位置付け 第2部 等級ラベル表示の運用 3. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示の手順 4)ラベル表示	
6.5	Specified requirements and criteria for the evaluation of self-declared environmental claims	○	第2部 等級ラベル表示の運用 3. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示の手順 (3)算定結果の農林水産省への報告	
6.6	Quantification methodologies, data quality and reporting	△	第1部 基本的な考え方 1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性 (1)簡易算定シートとは	本ガイドラインでは、主張の評価に当たっての適切な定量化手法と高品質なデータ・報告について、個別規定としての記述はないものの、LCAの考え方を取り入れた算定範囲や信頼性の高いデータベースの採用等を行っており、一定の水準で対応している。
6.7	Conformity assessment	△	第2部 等級ラベル表示の運用 1. 本ガイドラインの趣旨	本ガイドラインでは、プログラム運営者による「関連する規格等への適合性評価」について、個別規定としての記述はないものの、適合性を意識した規定を行うことを述べており、一定の水準で対応している。
6.8	Format of self-declared environmental claims, reporting and publication	○	第2部 等級ラベル表示の運用 3. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示の手順 (4)ラベル表示	

6.9	Changes or revisions to environmental statement programmes, specified requirements and criteria, and self-declared environmental claims	△	第2部 等級ラベル表示の運用 1. 本ガイドラインの趣旨	本ガイドラインでは、環境表示プログラムの基準変更や改定に関する手順について、具体的な規定の記述はないものの、過去に改定した履歴を持ち必要に応じて仕組みの見直しを行うフレームワークがあることから、一定の水準で対応している。
7 Requirements applying to all self-declared environmental claims				
7.1	General	○	第2部 等級ラベル表示の運用 参考1: 表示に関する一般的な留意事項	
7.2	Multiple self-declared environmental claims	△	第1部 基本的な考え方 1. 農林水産分野における環境負荷低減の見える化の背景・必要性 (1) 簡易算定シートとは (2) 簡易算定シートの算定範囲	本ガイドラインでは、一つの製品に複数の自己宣言型環境主張を行う場合の要件について、明示的な規定の記述はないものの、温室効果ガス削減と生物多様性保全について、独立性や明確性を前提に別々に評価することを述べており、一定の水準で対応している。
7.3	Other information and statements	○	第2部 等級ラベル表示の運用 別記1 ラベルデザイン使用ルール	
7.4	Use of symbols and graphics in self-declared environme			
7.5	Comparative claims	(-)	(-)	本ガイドラインに基づく「みえるらべる」では、他製品と比較する環境主張(比較広告)といった厳密な製品間の比較を目的としておらず、照合対象外。
7.6	Explanatory text and supporting information	○	第2部 等級ラベル表示の運用 別記1 ラベルデザイン使用ルール	
7.7	Claims of attribution using chain of custody models	(-)	(-)	本ガイドラインに基づく「みえるらべる」では、CoC(chain of custody)を用いた環境主張を想定していないため、照合対象外。
7.8	Donations and contributions	(-)	(-)	本ガイドラインに基づく「みえるらべる」では、「製品の一部収益を環境保全活動への寄付に充てている」という主張を含んでいないため、照合対象外。
7.9	Endorsements	○	第2部 等級ラベル表示の運用 別記1 ラベルデザイン使用ルール	
7.10	Vague or non-specific self-declared environmental claims	○	第2部 等級ラベル表示の運用 2. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示にかかる原則 (3) 本ガイドラインにおける等級ラベル表示の原則	
8 Requirements for selected self-declared environmental claims				
8.1	General	(-)	(-)	当該項については「代表的な自己宣言型環境主張の「用語定義・使用制約・評価方法」を示す補足的規定であり、重要性ではなく使用頻度を基準に選定されており、規格のコア要求(1.~7.)を置き換えるものではない」との明記があることから、照合対象外。
8.2	Designed for disassembly			
8.3	Designed for dismantling			
8.4	Recovered material			
8.5	Recycled content			
8.6	“... free”			
8.7	Recovered energy			
8.8	Renewable material			
8.9	Renewable energy			
8.10	Bio-based			
8.11	Reusable			
8.12	Refillable .			
8.13	Repairable			
8.14	Compostable			
8.15	Degradable			
8.16	Biodegradable			
8.17	Recyclable			
8.18	Extended life			
8.19	Waste reduction			
8.20	Reduced resource use			
8.21	Reduced energy consumption of products			
8.22	Reduced water use by products			

SSBJ(2026年3月) サステナビリティ開示テーマ別基準第2号 気候関連開示基準		農林水産省 農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン(令和8年1月改定)		備考
		整合性	参照箇所	
目的		(-)	(-)	
開示基準				
I	範囲	△	第1部 基本的な考え方 2-1.温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (4)本ガイドラインにおける算定の範囲 4.サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて	バウンダリについて、SSBJでは企業活動全体を対象としているが、本ガイドラインは農産物の生産段階を対象としている点と異なっている。ただし、本ガイドラインで算定される農場におけるGHG排出量は、生産者の活動としてはScope1・2に相当し、農産物を原料とする企業側の活動としてはScope3(カテゴリ1)として活用可能である。
II	用語の定義	○	第1部 基本的な考え方 2-1 (1) 農業分野から排出される温室効果ガス 2-1 (3) 農業生産とライフサイクルアセスメント 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要	
- i	本基準において定義している用語			
- ii	本基準以外のサステナビリティ開示基準において定義している用語			
III	コア・コンテンツの開示	○	第1部 基本的な考え方 2-3.等級ラベル表示 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要	
- i	ガバナンス			
- ii	戦略			
- iii	リスク管理			
- iv	指標及び目標			
IV	適用時期等	○	(簡易算定シートの使用方法として「直近の1年間」と指定)	
- i	適用時期等			
- ii	経過措置			
v	議決	(-)	(-)	開示基準が議決されたものであることを求める内容であり、照合対象外。
別紙A: 気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチ				
I.	気候レジリエンス	○	第1部 基本的な考え方 4. サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて	
II.	企業の状況の評価	○	第1部 基本的な考え方 4. サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて	
III.	適切なアプローチの決定	○	第1部 基本的な考え方 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要	
IV.	追加の考慮事項	○	(参考) 消費者への「見える化」の認知度向上 参考1: 表示に関する一般的な留意事項	
別紙B: スコープ3測定フレームワーク				
I.	直接測定に基づくデータ	△	第1部 基本的な考え方 2-1. 温室効果ガス削減の見える化の基本的な考え方 (3) 農業生産とライフサイクルアセスメント 3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要 (3) 簡易算定シートで取り扱うデータ	本ガイドラインでは、Scope3算定の基礎となるデータ取得・算定方法・結果の可視化について、農産物の生産段階に限定しているためScope3全体(上流・下流)を網羅するものではないものの、農産物の生産段階のCradle to Gate(Scope3Category1)の一次データとなるデータ取得・算定方法・構造となっており、一定の水準で対応している。
II.	1次データ			
III.	バリュー・チェーンにおける活動及び温室効果ガス排出が行われた法域、並びに当該活動を遂行する方法を忠実に表現する適時のデータ			
IV.	検証されたデータ			
別紙C: ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報の開示		(-)	(-)	金融業界向けの記述であるため、照合対象外。

※SSBJは財務関連を柱とする第1号「一般開示基準」とGHG等気候変動を柱とする第2号「気候関連開示基準」で構成され、第1号の基準と第2号の基準は相互に整合している前提を踏まえ、農林水産省ガイドラインと直接関係する第2号を照合範囲としている。